

重要事項説明書

(介護(介護予防))

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について
2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について
 - (1) 事業所の所在地等
 - (2) 事業の目的及び運営方針
 - (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間
 - (4) 事業所の職員体制
3. 提供するサービスの内容及び費用について
 - (1) 提供するサービスの内容について
 - (2) 看護職員の禁止行為
 - (3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について
 - (4) (介護予防) 訪問看護基本料
 - (5) 加算料金
4. その他の費用について
5. 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払方法について
6. 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について
7. サービスの提供にあたって
8. 虐待の防止について
9. 秘密の保持と個人情報の保護について
10. 緊急時の対応方法について
11. 事故発生時の対応方法について
12. 身分証携行義務
13. 心身の状況の把握
14. 介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者等との連携
15. サービス提供の記録
16. 衛生管理等
17. 業務継続計画の策定等について
18. 指定(介護予防)訪問看護サービス内容の見積もりについて
19. サービス提供に関する相談、苦情について
20. 重要事項説明書の年月日

訪問看護ステーションるぼ

重要事項説明書

(指定(介護予防)訪問看護)

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定(介護予防)訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年倉敷市条例第58号)、「倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成24年倉敷市条例第61号)の規定に基づき、指定(介護予防)訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定(介護予防)訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 SINCEREL
代表者氏名	代表取締役 大内由紀
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岡山県倉敷市浜ノ茶屋233-5 電話 086-486-4803 FAX 086-486-4803
法人設立年月日	2023年2月13日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションるぼ
介護保険指定 事業所番号	(指定事業所番号) 3360290641
事業所所在地	岡山県倉敷市浜ノ茶屋233-5 サンクレール田之上103号室
連絡先 相談担当者名	電話/FAX 086-486-4803 携帯電話 070-1491-1677 管理者 大内由紀
事業所の通常の 事業の実施地域	倉敷市、岡山市、総社市、早島町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援および要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定(介護予防)訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	要支援および要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図りもって利用者の生活機能の維持又は向上を図るものとする。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分（電話等により24時間常時対応可能）

(4) 事業所の職員体制

管理者	大内 由紀
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治の医師の指示に基づき適切な指定（介護予防）訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 （介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
看護職員のうち主として計画報告作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定（介護予防）訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して（介護予防）訪問看護計画書及び（介護予防）訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく（介護予防）訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ（介護予防）訪問看護計画を交付します。 4 指定（介護予防）訪問看護の実施状況の把握及び（介護予防）訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、（介護予防）支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します 9 訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。 	常勤3名 （管理者を含む） 非常勤2名
看護職員 （看護師・ 准看護師）	<ol style="list-style-type: none"> 1 （介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護のサービスを提供します。 	常勤 3名 （管理者含む） 非常勤 2名
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1 （介護予防）訪問看護計画に基づき、指定（介護予防）訪問看護のサービス（リハビリ）を提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した（介護予防）訪問看護報告書を作成します。 	常勤 名 非常勤 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画書に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた(介護予防)訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	(介護予防)訪問看護計画に基づき、(介護予防)訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
 - ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
 - ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
 - ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑥ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- ※ペットをゲージへ入れる、リードにつなぐ等の協力をお願いします。

大切なペットを守るため、また、職員が安全にケアを行うためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの配慮をお願いします。職員がペットにかまれた場合、治療費等のご相談をさせていただく場合がございます。

※暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。信頼関係を築くためにもご協力をお願いいたします。

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

(4) 提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、1回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

(4) (介護予防) 訪問看護基本料

サービス提供時間数 サービス提供時間帯		20分未満				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	303	3,030円	303円	606円	909円
	准看護師	273	2,730円	273円	546円	819円
早朝/夜間	看護師	379	3,790円	379円	758円	1,137円
	准看護師	341	3,410円	341円	682円	1,023円
深夜	看護師	455	4,550円	455円	910円	1,365円
	准看護師	410	4,100円	410円	820円	1,230円
		30分未満				
昼間	看護師	451	4,510円	451円	902円	1,353円
	准看護師	406	4,060円	406円	812円	1,218円
早朝/夜間	看護師	564	5,640円	564円	1,128円	1,692円
	准看護師	508	5,080円	508円	1,016円	1,524円
深夜	看護師	677	6,770円	677円	1,354円	2,031円
	准看護師	609	6,090円	609円	1,218円	1,827円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	794	7,940円	794円	1,588円	2,382円
	准看護師	715	7,150円	715円	1,430円	2,145円
早朝/夜間	看護師	993	9,930円	993円	1,986円	2,979円
	准看護師	894	8,940円	894円	1,788円	2,682円
深夜	看護師	1191	11,910円	1,191円	2,382円	3,571円
	准看護師	1073	10,730円	1,073円	2,146円	3,219円
		1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1090	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	准看護師	981	9,810円	981円	1,962円	2,943円
早朝/夜間	看護師	1363	13,630円	1,363円	2,726円	4,089円
	准看護師	1226	12,260円	1,226円	2,452円	3,678円
深夜	看護師	1635	16,350円	1,635円	3,270円	4,905円
	准看護師	1472	14,720円	1,472円	2,944円	4,416円

訪問看護基本料

サービス提供時間数 サービス提供時間帯		20分未満				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	314	3,140円	314円	628円	939円
	准看護師	283	2,830円	283円	566円	849円
早朝/夜間	看護師	393	3,930円	393円	786円	1,179円
	准看護師	354	3,540円	354円	708円	1,062円
深夜	看護師	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	准看護師	425	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分未満				
昼間	看護師	471	4,710円	471円	942円	1,413円
	准看護師	424	4,240円	424円	848円	1,272円
早朝/夜間	看護師	589	5,890円	589円	1,178円	1,767円
	准看護師	530	5,300円	530円	1,060円	1,598円
深夜	看護師	707	7,070円	707円	1,414円	2,121円
	准看護師	636	6,360円	636円	1,272円	1,908円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	823	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	准看護師	741	7,410円	741円	1,482円	2,223円

早朝/夜間	看護師	1029	10,290円	1,029円	2,058円	3,087円
	准看護師	926	9,260円	926円	1,852円	2,778円
深夜	看護師	1235	12,350円	1,235円	2,470円	3,705円
	准看護師	1112	11,120円	1,112円	2,224円	3,336円
1時間以上1時間30分未満						
昼間	看護師	1128	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	准看護師	1015	10,150円	1,015円	2,030円	3,045円
早朝/夜間	看護師	1410	14,100円	1,410円	2,820円	4,230円
	准看護師	1269	12,690円	1,269円	2,538円	3,807円
深夜	看護師	1692	16,920円	1,692円	3,384円	5,076円
	准看護師	1523	15,230円	1,523円	3,046円	4,569円

※理学療法士等による訪問の場合

サービス提供時間帯	サービス提供時間数	基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	20分	294	2,940円	294円	588円	882円
	40分	588	5,880円	588円	1,176円	1,764円
早朝/夜間	20分	368	3,680円	368円	736円	1,104円
	40分	736	7,360円	736円	1,472円	2,208円
深夜	20分	441	4,410円	441円	882円	1,323円
	40分	882	8,820円	882円	1,764円	2,646円

※ 理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算します。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、(介護予防)サービス計画及び(介護予防)訪問看護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の変更の援助を行うとともに(介護予防)訪問看護計画の見直しを行いません。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の(介護予防)訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による(介護予防)訪問看護費は算定せず、別途医療保険による(介護予防)訪問看護の提供となります。

(5) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	574	5,740円	574円	1,148円	1,722円	
特別管理加算(Ⅰ)	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
特別管理加算(Ⅱ)	250	2,500円	250円	500円	750円	
ターミナルケア加算	2500	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合《死亡月に1回》

初回加算（Ⅰ）	350	3,500円	350円	700円	1,050円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300	3,000円	300円	600円	900円	
退院時共同指導加算	600	6,000円	600円	1,200円	1,800円	1回あたり
複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,540円	254円	508円	762円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	402	4,020円	402円	804円	1,206円	複数の看護師等が同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
複数名訪問加算（Ⅱ）	201	2,010円	201円	402円	603円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分未満（1回につき）
	317	3,170円	317円	634円	951円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合 30分以上（1回につき）
長時間（介護予防）訪問看護加算	300	3,000円	300円	600円	900円	1回あたり
看護体制強化加算（Ⅰ）	500	5,000円	500円	1,000円	1,500円	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,000円	200円	400円	600円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	60円	6円	12円	18円	1回につき
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	30円	3円	6円	9円	

※ 緊急時訪問看護加算は、24時間対応できる体制を整備し、利用者の同意を得て、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定（介護予防）訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- ① 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して（介護予防）訪問看護を行った場合に算定します。

※ 初回加算は新規に（介護予防）訪問看護計画を作成した利用者に対し、（介護予防）訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指

定（介護予防）訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

- ※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等（両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する）、又は看護師等と看護補助者が同時に（介護予防）訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による（介護予防）訪問看護が困難と認められる場合等）に算定します。
- ※ 長時間（介護予防）訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える（介護予防）訪問看護を行った場合、（介護予防）訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定（介護予防）訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して（介護予防）訪問看護を行った場合に算定します。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 1kmあたり20円
② エンゼルケア料	利用者が亡くなられた後に行う死後処置のことです。15,000円加算させていただきます。
③ 保険外サービス	保険サービス上限額まで使用され、サービスを追加したい場合にご利用いただけます。 1時間1,600円（保険負担割合1割の場合） 17:30～8:30は2,000円/時間を加算させていただきます。
④ キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただきます。キャンセル料は不要です。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み 玉島信用金庫寿支店 普通0138804 (株) SINCEREL 代表取締役大内由紀

	(イ)現金支払い (ウ)口座振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)
--	--

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	大内 由紀
	イ 連絡先電話番号	086-486-4803
	同ファックス番号	086-486-4803
	ウ 受付日及び受付時間	月曜日～金曜日(土日祝除く) 8:30～17:30

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援または要介護認定の有無及び要支援または要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援または要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援または要介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定または要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定または要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る（介護予防）支援事業者または居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画又は介護予防サービス計画」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「（介護予防）訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認くださいようお願いします
- (4) サービス提供は「（介護予防）訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「（介護予防）訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	代表取締役	大内由紀
-------------	-------	------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業員」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
② 個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先	続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号	

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
補償の概要	賠償損害(対人・対物、管理財物、人権侵害など) 費用損害(事故対応費用、対人見舞費用など)

12 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定（介護予防）訪問看護の提供にあたっては、介護予防支援事業者または居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者または居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定（介護予防）訪問看護の提供にあたり、（介護予防）支援事業者または居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「（介護予防）訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で（介護予防）支援事業者または居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに（介護予防）支援事業者または居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、

サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。

- ② 指定（介護予防）訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結後5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④ 提供した指定（介護予防）訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 指定（介護予防）訪問看護サービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) （介護予防）訪問看護計画を作成する者

氏名 _____（連絡先: _____）

(2) 提供予定の指定（介護予防）訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月	: ~ :			円	円
火	: ~ :			円	円
水	: ~ :			円	円
木	: ~ :			円	円
金	: ~ :			円	円
土	: ~ :			円	円
日	: ~ :			円	円
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(1) 相談および苦情の対応

相談および苦情があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談および苦情対応者は、以下の事項について確認を行う。

- ① 相談または苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類、年月日および時間
- ③ サービス提供した職員の氏名（利用者が分かる場合）
- ④ 具体的な相談・苦情内容

(3) 相談および苦情処理回答期限の説明

相談および苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗るとともに、相談および苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4) 相談および苦情処理

以下の手順により、相談および苦情について処理する。

- ① 管理者を中心として相談・苦情のための会議を開催し以下の内容を議論する。
 - ・ サービスを提供した職員からの概要説明
 - ・ 問題点の洗い出し、整理および今後の改善についての検討
- ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。
- ③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、相談または苦情の状況について報告する。
- ④ 介護保険課や国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑤ マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社 SINCEREL	所在地 倉敷市浜ノ茶屋 233-5 電話番号 086-486-4803 ファックス番号 086-486-4803 受付時間 8:30~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 倉敷市役所 介護保険課	所在地 倉敷市西中新田新田 640 電話番号 086-426-3343 受付時間 8:30~17:15 (12/29~1/3 及び土日祝を除く)
岡山市役所 介護保険課	所在地 岡山市北区鹿田町 1-1-1 電話番号 086-803-1240 受付時間 8:30~17:15 (12/29~1/3 及び土日祝を除く)
総社市役所 長寿介護課	所在地 総社市中央 1-1-1 電話番号 086-692-8369 受付時間 8:30~17:15 (12/29~1/3 及び土日祝を除く)
早島町役場 健康福祉課介護保険係	所在地 早島町前潟 360-1 電話番号 086-482-2483 受付時間 8:30~17:15 (12/29~1/3 及び土日祝を除く)
【公的団体の窓口】 岡山県国民健康保険団体連合会	所在地 岡山市北区桑田町 17-5 電話番号 086-223-8811 受付時間 8:30~17:00 (12/29~1/3 及び土日祝を除く)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年倉敷市条例第58号）、「倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年倉敷市条例第61号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	岡山県倉敷市浜ノ茶屋 233-5	
	法人名	株式会社 SINCEREL	
	代表者名	代表取締役 大内由紀	印
	事業所名	訪問看護ステーションるぼ	
	説明者氏名		印

事業者から上記内容の説明を受け、その内容及びサービス提供の開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代筆者	住所	
	氏名	(続柄) 印